別表十四の記載要領等第１号中「この表のⅠ及びⅡは」を「この表は」に改め、「（以下この号において「船舶運航事業者等」という。）」及び「又は連結法人で船舶運航事業者等に該当するものが所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号）第16条の規定による改正前の租税特別措置法第68条の62の２（対外船舶運航事業を営む連結法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）の規定の適用を受ける場合」を削り、同第11号及び第13号を次のように改める。

2　「((6)×$\frac{1}{100}$×120円又は130円)又は((6)×$\frac{1}{100}$×180円又は195円)　(7)」、「((8)×$\frac{1}{100}$×90円又は110円)又は((8)×$\frac{1}{100}$×135円又は165円)　(9)」、「((10)×$\frac{1}{100}$×60円又は70円)又は((10)×$\frac{1}{100}$×90円又は105円)　(11)」及び「((12)×$\frac{1}{100}$×30円又は40円)又は((12)×$\frac{1}{100}$×45円又は60円)　(13)」の各欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　当該事業年度において租税特別措置法施行令第35条の２第１項（対外船舶運航事業を営む法人の日本船舶による収入金額の課税の特例）に規定する日本船舶外航事業（次号において「日本船舶外航事業」という。）の用に供した船舶が、租税特別措置法第59条の２第１項各号列記以外の部分に規定する日本船舶（次号(1)において「日本船舶」という。）である場合にはそれぞれ「((6)×$\frac{1}{100}$×120円又は130円)」、「((8)×$\frac{1}{100}$×90円又は110円)」、「((10)×$\frac{1}{100}$×60円又は70円)」及び「((12)×$\frac{1}{100}$×30円又は40円)」を適用して計算した金額を、同項第１号に規定する特定準日本船舶（次号(2)において「特定準日本船舶」という。）である場合にはそれぞれ「((6)×$\frac{1}{100}$×180円又は195円)」、「((8)×$\frac{1}{100}$×135円又は165円)」、「((10)×$\frac{1}{100}$×90円又は105円)」及び「((12)×$\frac{1}{100}$×45円又は60円)」を適用して計算した金額を記載すること。

(2)　「日本船舶・船員確保計画の認定日　(1)」の欄に記載された日が令和５年４月１日以後である場合にはそれぞれ「120円又は」及び「180円又は」、「90円又は」及び「135円又は」、「60円又は」及び「90円又は」並びに「30円又は」及び「45円又は」を消し、その他の場合にはそれぞれ「又は130円」及び「又は195円」、「又は110円」及び「又は165円」、「又は70円」及び「又は105円」並びに「又は40円」及び「又は60円」を消すこと。

3　「日本船舶の稼働日数　(16)」の欄には、当該事業年度において日本船舶外航事業の用に供した次に掲げる船舶の区分に応じそれぞれ次に定める日数を記載すること。

(1)　日本船舶　当該日本船舶外航事業の用に供した日数

(2)　特定準日本船舶　海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令（平成20年国土交通省令第67号）第12条第４項（報告等）に規定する確認証に記載された当該特定準日本船舶に係る同項第３号に掲げる期間の日数

別表十四付表１の表中「日本船舶外航事業に係る所得又は連結所得の金額の計算に関する明細書」を「日本船舶外航事業に係る所得の金額の計算に関する明細書」に、「事業年度又は連結事業年度」を「事業年度」